

サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ

令和 7 年 5 月 28 日
関係省庁申合せ
令和 7 年 9 月 25 日
一部改正
令和 8 年 月 日
一部改正

1. 目的

我が国全体のサイバーセキュリティを強化するためには、官民双方の情報共有を促すことが必要不可欠である一方、サイバー攻撃による被害報告件数は増加の一途を辿っており、また、報告先となる官公署も多いことから、サイバー攻撃を受けた被害組織に過度な報告負担がかかっている旨の指摘がされている。

特に、DDoS攻撃事案及びランサムウェア事案については、サイバー攻撃であることがインシデント発生時から明白であることが多く、初動対応中の報告となり、その件数も多いことから、被害組織の報告負担が極めて大きいと考えられる。

かかる状況を踏まえ、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言」（令和 6 年 11 月 29 日付、サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議）では、「被害組織の負担軽減と政府の対応迅速化を図るため、報告先や様式の一元化、簡素化を進めるべき」との提言が行われるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部第 42 回会合（令和 7 年 2 月 5 日）では、「現行制度下において喫緊に取り組むべき事項」の検討事項の一つとして、被害組織の負担軽減（報告様式一元化）が掲げられたところである。

このため、サイバー攻撃に係る被害組織の負担を軽減し、政府の対応迅速化を図るため、報告のあり方について、「DDoS攻撃事案共通様式（別添様式 1）」、「ランサムウェア事案共通様式（別添様式 2）」及び「その他サイバー攻撃等事案に係る共通様式（別添様式 3）」に掲げる共通様式に記載の手続を所管する関係省庁において次のとおり申し合わせる。

2. 対象とする手続

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和

7 年法律第 42 号。以下「サイバー対処能力強化法」という。) 第 5 条の規定による特定侵害事象等の報告等、個人情報保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 26 条第 1 項の規定による個人データの漏えい等に係る報告等、都道府県警察への相談その他の共通様式に記載の手續に関する官公署への報告等に際して、被害組織が①DDoS 攻撃事案に該当する事象については別添様式 1、②ランサムウェア事案に該当する事象については別添様式 2、①②の事象以外の事象については別添様式 3 を用い、又は別途法令等で定める様式に添付する形で報告等を行うことを可能とする。具体的な提出先及び提出方法については、各法令、ガイドラインや、各省庁が公表する方法に従うこととする。

その際、内閣官房国家サイバー統括室において国内で発生しているこれら事案の情報集約を行うため、被害報告を行う者の同意がある場合は、各様式に基づいて報告を受けた官公署は、当該内容を内閣官房国家サイバー統括室に共有するものとする。

また、サイバー対処能力強化法の施行に併せ、官民連携基盤の整備により報告の窓口を一元化するとともに、共通様式による報告の受理を可能とする。

さらに、サイバー対処能力強化法の対象以外の被害組織についても官民連携基盤等の整備により報告先が一元化されるよう所要の調整を進める。

3. 本申合せの適用開始時期及び見直し

本申合せのうち、別添様式 1 又は別添様式 2 を用いた報告等については、所要の制度改正やパブリックコメント等を経て、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。

また、別添様式 3 を用いた報告等については、所要の制度改正やパブリックコメント等を経て、令和 8 年 10 月 1 日から適用する。

なお、本申合せは、各省庁等の適用状況や、サイバー攻撃の傾向を随時検証し、不断の見直しを行う。